

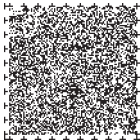
横須賀市地域福祉計画

平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度）



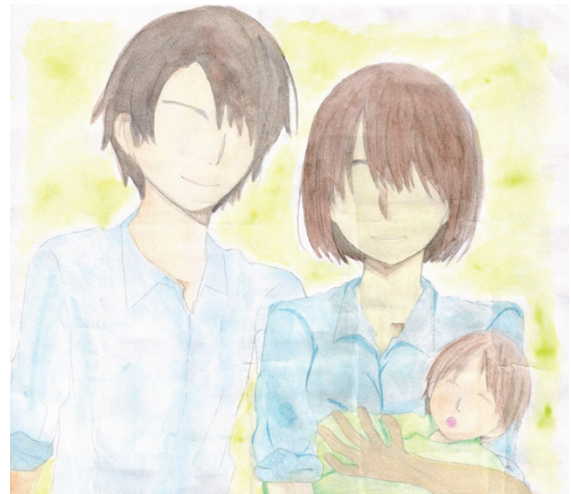
平成 31 年（2019 年） 2 月

横須賀市





「よかった。ありがとう。」ポスターコンクール
市長賞（最優秀賞） 小学生の部
衣笠小学校 3年1組 川上 美來さん



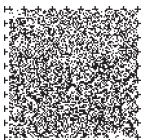
「よかった。ありがとう。」ポスターコンクール
市長賞（最優秀賞） 中学生の部
久里浜中学校 2年6組 片山 莉奈さん

《年号表記について》

平成31年5月に元号の変更が予定されていますが、本計画の策定時点では新元号が公表されていないため、表記の連続性及び分かりやすさの観点から、元号表記する箇所については、「平成」と表記しています。

なお、西暦との対応関係は以下のとおりです。

平成30年度（2018年度）平成31年度（2019年度）平成32年度（2020年度）
平成33年度（2021年度）平成34年度（2022年度）平成35年度（2023年度）
平成36年度（2024年度）平成37年度（2025年度）平成38年度（2026年度）



はじめに

「誰も一人にさせないまち横須賀」



昨今、核家族化や少子高齢化などの進展、また、個人の価値観が多様化する中で、人と人とのつながりが弱くなり、地域を支える担い手も不足することで、以前は当たり前のように行われていた大家族での支え合いや、ご近所同士の助け合いが希薄化しつつあります。

このような中、高齢者の孤独死や児童虐待、また、引きこもりや8050問題に代表されるような家族が抱える複合的な問題など、社会的孤立に起因するさまざまな問題が顕在化してきています。

かつてのような家族の絆や地域社会の連帯を大切にする文化を取り戻すことは難しいのかもしれませんが、このような社会状況だからこそ、地域福祉と地域コミュニティは一体をなすものと考え、地域で支え合い、安心して暮らすことができる社会を、皆さまとともに実現していきたいと考えています。

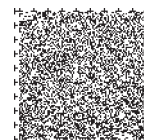
本計画の基本理念は、「誰も一人にさせないまち横須賀」です。

地域社会の中で、誰もがどこかにつながり、自分らしい生活を送ることができるよう、日々の生活に不安を抱えている方々に寄り添い、共に前に進むことができる体制を充実させていくとともに、「誰かが誰かを支える」のではなく、「誰もが誰をも支え合う」まちづくりを進めていきたいと考えています。

終わりに、計画の策定に当たり貴重なご意見をいただきました横須賀市社会福祉審議会の皆さまをはじめ、アンケート調査やヒアリング、パブリック・コメント手続きなどにご協力いただいた多くの市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成 31 年（2019 年） 2 月

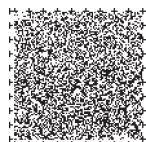
横須賀市長 上 地 克 明



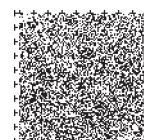
はじめに

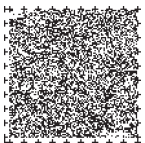
目次

第1章	計画の概要	
1	計画の趣旨	
	(1)計画策定の背景	1
	(2)基本理念	2
	(3)計画の基本目標	2
2	計画の位置付け	
	(1)基本構想・基本計画・実施計画との関係	4
	(2)福祉分野の個別計画との関係	5
	(3)地域福祉活動計画との関係	5
	(4)計画期間	5
第2章	現状と課題	
1	現状	
	(1)人口・世帯の動向	7
	(2)高齢者の現状	9
	(3)障害者の現状	11
	(4)子ども・子育ての現状	12
	(5)生活困窮者の現状	13
	(6)外国人の現状	14
2	市民意見の聴取	
	(1)市民アンケート調査結果	15
	(2)関係団体意見聴取結果	17
3	課題	
	(1)地域の支え合い活動について	19
	(2)担い手について	19
	(3)支援体制について	20



第3章 計画の体系		
	施策体系図21
1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり		
	(1)地域の支え合い機能の強化22
	(2)多様な担い手の育成・参画24
	(3)包括的な支援体制の整備26
2 やさしさあふれる福祉のまちづくり		
	(1)心のバリアフリーの推進29
第4章 計画の推進体制		
1 評価指標の設定	31
2 推進体制	32
資料編		
1 計画の策定体制		
	(1)横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 審議経過33
	(2)横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 委員名簿34
	(3)社会福祉審議会条例35
2 パブリック・コメント手続の結果概要		
	(1)意見募集期間37
	(2)意見提出者の数及び意見の件数37
3 用語集		





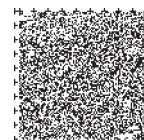
第1章 計画の概要

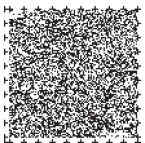


「よかった。ありがとう。」ポスターコンクール

優秀賞 小学生の部

馬堀小学校 5年2組 長沼 姫花さん





第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

人口減少、少子高齢化の進展や、人々の意識の変化に伴い、地域における人と人とのつながりの希薄化や社会的孤立の増加など地域力の脆弱化が表出しつつあります。これに加え、既存の制度による解決が困難ないわゆる「制度のはざま」の問題や介護と育児とを同時に行うダブルケアをはじめとする複合的な課題など、支援ニーズも多様化し、また、増加しています。

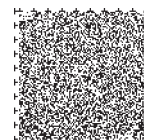
このような社会情勢の変化を踏まえて、国は、平成27年度(2015年度)に介護保険法を改正し、介護予防・日常生活支援総合事業を導入するなど、介護保険サービスの一部を住民主体型サービスへ移行することを可能としました。

また、平成28年度(2016年度)には、「我が事・丸ごと」をキャッチフレーズに、高齢者、障害者、子ども・子育てなど全ての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、さまざまな法改正、制度改正を行う中で、社会福祉法の一部を改正し、「地域福祉計画」の策定について市町村に努力義務を課しました。(平成30年(2018年)4月施行)

このように、ますます地域力の充実が求められる中、「困り事を抱えた人に対する支援活動」として捉えられることが多かった地域福祉を「地域社会の中で人と人とのつながりをもって生活することで、住民が安心して暮らすことが可能となるための活動」と捉えた上で、「支え手と受け手の垣根を超えて、みんなで支え合うこと」に変えていく仕組みづくりを行います。

これまでも市は、住民が主体となったさまざまな地域活動を支援することにより、地域における支え合い機能を強化してきましたが、今後は、住民同士の交流促進や地域のつながりの強化など、地域住民が支え合う仕組みづくりをさらに進めていく必要があると考えます。

これらを踏まえ、本市においても、地域住民が支え合い、安心して暮らせるまちを実現するために、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画として、本計画を策定します。



(2) 基本理念

「誰も一人にさせないまち横須賀」の実現

本市は、全ての住民が多様性を認め合い、身近な日々の暮らしの場である地域社会で重層的につながり、支え合いながら安心して暮らすことができる地域の実現を目指します。

また、地域福祉計画の策定を契機として、住民が地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、自分らしい生活を送ることができるように支援の輪をつなげ、「誰も一人にさせないまち横須賀」の実現を目指します。

(3) 計画の基本目標

① 地域の支え合い機能の強化

既存の制度による解決が困難な課題や、複合的な課題・複雑な事情を抱える人や家庭に関する相談を丸ごと受け止め、地域の多様な主体の連携により適切な支援機関につなぎ、課題解決を図るネットワークの形成を促進します。

② 多様な担い手の育成・参画

福祉教育の推進等を通じた地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、支え手と受け手の垣根を超え、日常生活において困り事を抱えたときに地域の中で解決できる仕組みづくりを進めます。

また、福祉の各分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

③ 包括的な支援体制の整備

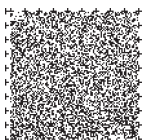
地域におけるネットワークでは解決できない課題については、家族丸ごとの相談支援体制で受け止め、解決につなぎます。

また、解決につながった事例を地域の多様な主体によるネットワークで共有するための支援を行います。

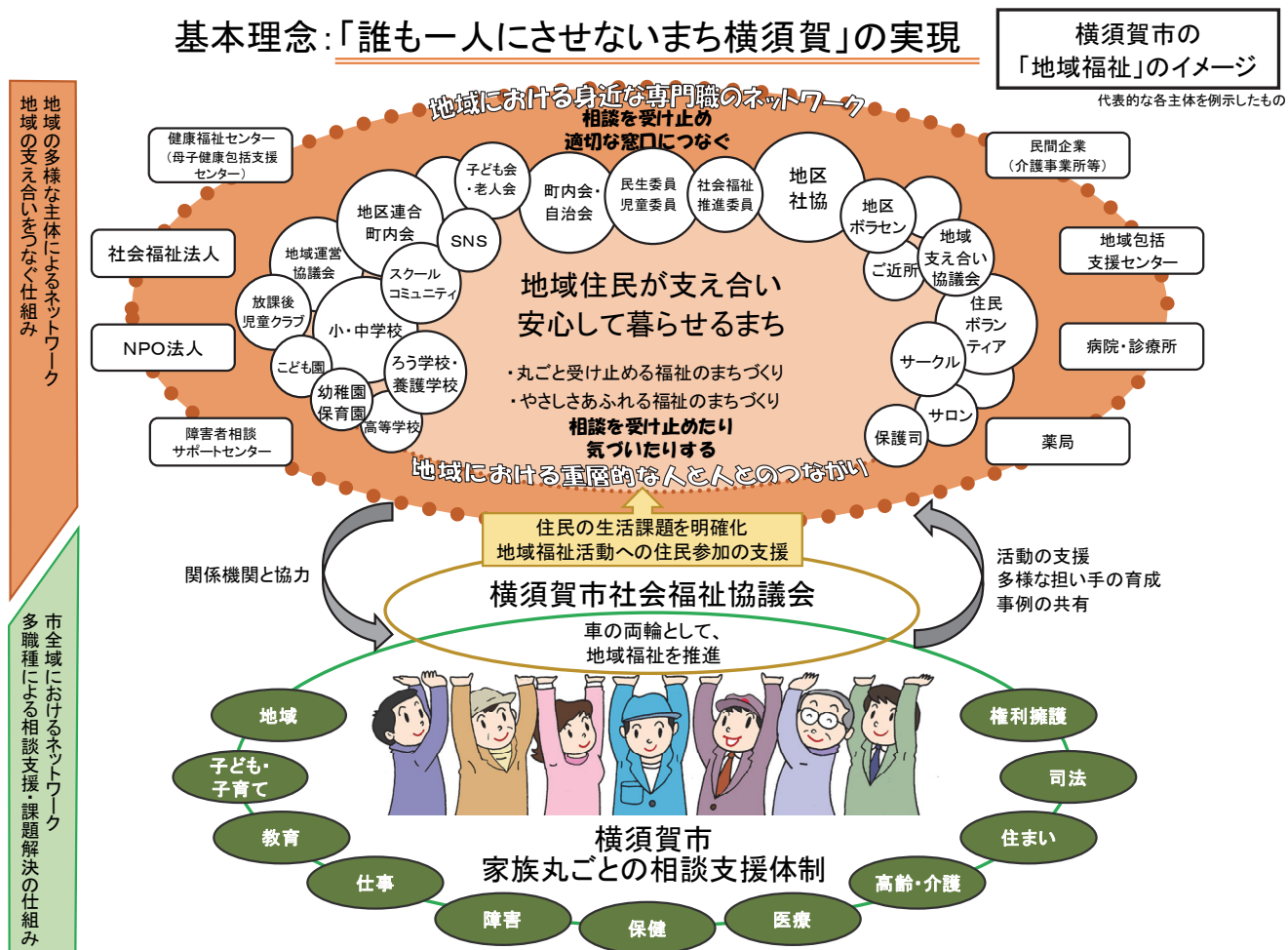
④ 心のバリアフリーの推進

地域福祉は、全ての人のためにみんなで支え合って進めていくものです。

そのためには、多様性を認め合い、地域住民相互の連帯や心のつながりを築くという「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という考え方のもと、他人に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識の醸成といった心のバリアフリーを推進します。



◀図表 1 ▶



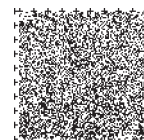
地域の捉え方

地域福祉を促進するに当たり、これまで住民参加による福祉活動の実績を蓄えてきた 18 の地区社会福祉協議会の活動範囲を「地域」の単位とし、市社会福祉協議会の活動もそれらを中心に行われています。市と市社会福祉協議会とは車の両輪として地域福祉の促進に取り組むこととしていますので、本計画においても地区社会福祉協議会の単位を「地域」として捉えることとします。

一方で、住民主体の地域活動には、生活に最も身近な町内会・自治会や連合町内会、地域の支え合い団体によるものなど活動範囲が異なることがあります。

また、地縁によるものではなく、活動の目的や内容によりさまざまな形態をとっている活動もあります。さらに、情報技術の進展などにより、最近ではSNS（Social Networking Service）など、インターネットを通じたつながりによる活動も広がりつつあります。

このような多様なつながりを踏まえ、暮らしやすさや生活上の課題を共有できる範囲として「地域」を柔軟に捉えていくこととします。



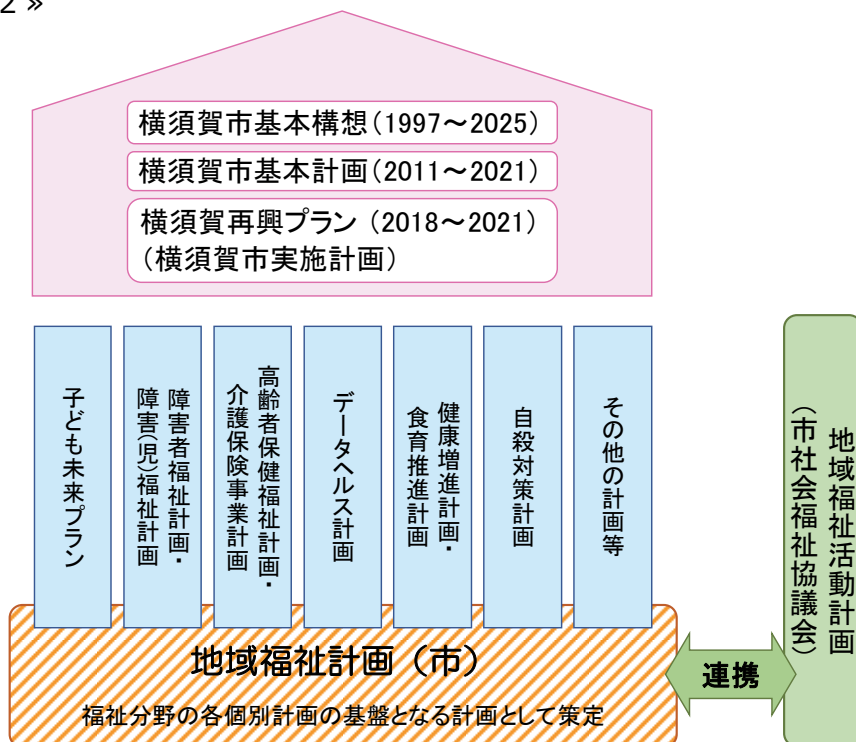
2 計画の位置付け

(1) 基本構想・基本計画・実施計画との関係

地域福祉計画は、本市の基本構想・基本計画に掲げるまちづくり政策の目標の一つである「健康でやさしい心のふれあうまち」を実現するための福祉分野の基盤となる計画です。

また、本市の市民憲章や横須賀市地域で支える条例で目的として掲げる「地域住民が支え合い、安心して暮らせる社会」の具現化に取り組むものです。

《図表 2》

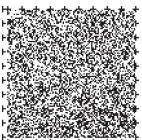


【横須賀市民憲章】(平成 13 年(2001 年)12 月 18 日議決)

- 1 すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
- 2 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
- 3 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
- 4 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
- 5 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

【横須賀市地域で支える条例(平成 25 年(2013 年)条例第 87 号)】

第 1 条 この条例は、地域活動に対する市民、地域活動を行う団体(以下「地域活動団体」という。)及び事業者の役割並びに横須賀市及び市職員の責務を定めることにより、安心して快適に暮らせる社会の実現に向けて、人と人との絆や近隣との連携を深めるとともに、心豊かなまちづくりを推進し、もって地域で支え合う社会を実現することを目的とする。



(2) 福祉分野の個別計画との関係

地域福祉計画は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、地域の支え合い機能の強化、多様な担い手の育成・参画、住民に身近な地域での包括的な支援体制の整備などの施策の方向性を示します。

(3) 地域福祉活動計画との関係

平成 30 年(2018 年) 3 月に横須賀市社会福祉協議会が策定した第 5 次地域福祉活動計画(計画期間:平成 30 年度(2018 年度)～平成 35 年度(2023 年度))は、地域の課題を改善、解決していくために必要な取り組みについて、地域住民や福祉施設、関係機関などが主体的に進めていく地域福祉の取り組みや活動についてまとめた、いわば「活動マニュアル」とも言える計画です。

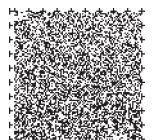
本市は、住民同士の助け合い活動の輪が広がっていくよう直接的に働き掛け、支援するとともに、地域福祉を促進する車の両輪として地域福祉活動計画の促進についても引き続き支援していきます。

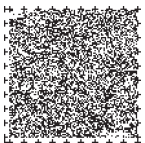
また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の計画期間終了後は、次期計画について 2 つの計画を一体的に策定することで、地域福祉のさらなる促進を図ります。

(4) 計画期間

平成 31 年度(2019 年度)から平成 35 年度(2023 年度)までの 5 年間に計画期間とします。

なお、中間年である平成 33 年度(2021 年度)に見直しを行います。





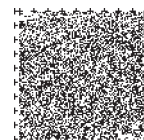
第2章 現状と課題

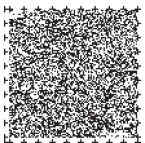


「よかった。ありがとう。」ポスターコンクール

優秀賞 小学生の部

津久井小学校 3年1組 木村 由愛さん





第2章 現状と課題

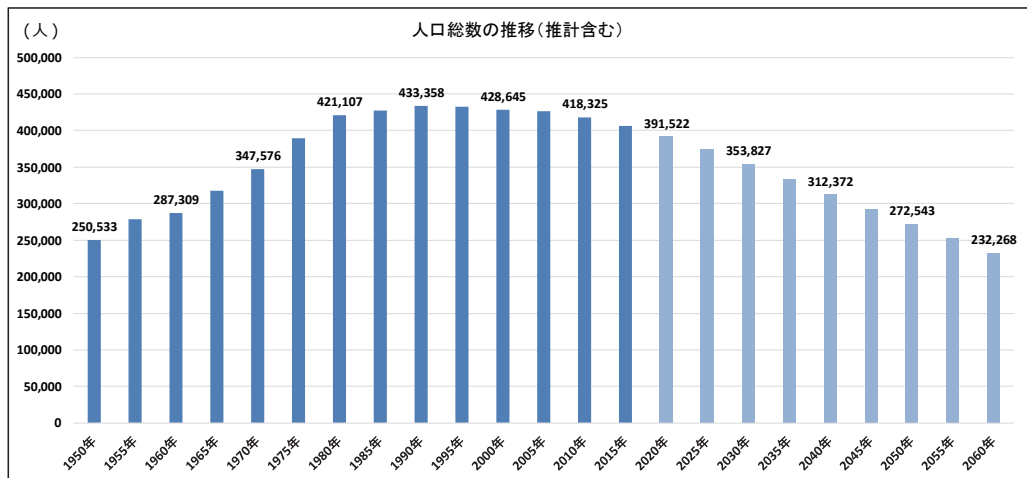
1 現状

(1) 人口・世帯の動向

①人口

本市の人口は、平成17年（2005年）から平成27年（2015年）までの10年間で約2万人減少しています。平成32年（2020年）には40万人を、平成47年（2035年）には35万人を割り込むと推計されています。

《図表3》

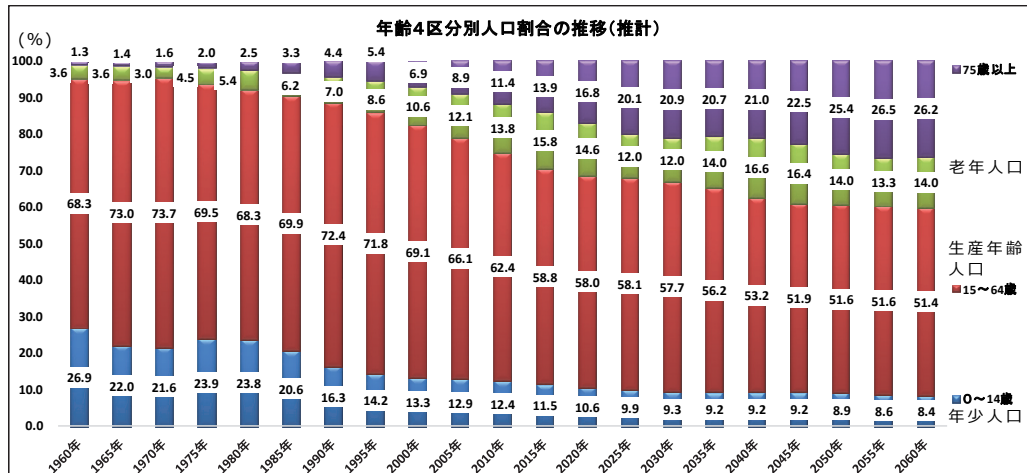


出所)「横須賀市人口ビジョン(平成28年(2016年)3月)」を基に福祉部作成

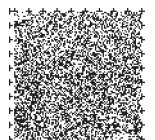
年齢区分別人口では、15歳未満の年少人口が減少する一方で65歳以上の老年人口が約3割となり、少子高齢化が進んでいます。

このうち特に75歳以上人口は平成32年(2020年)には15%を上回ると見込まれています。

《図表4》



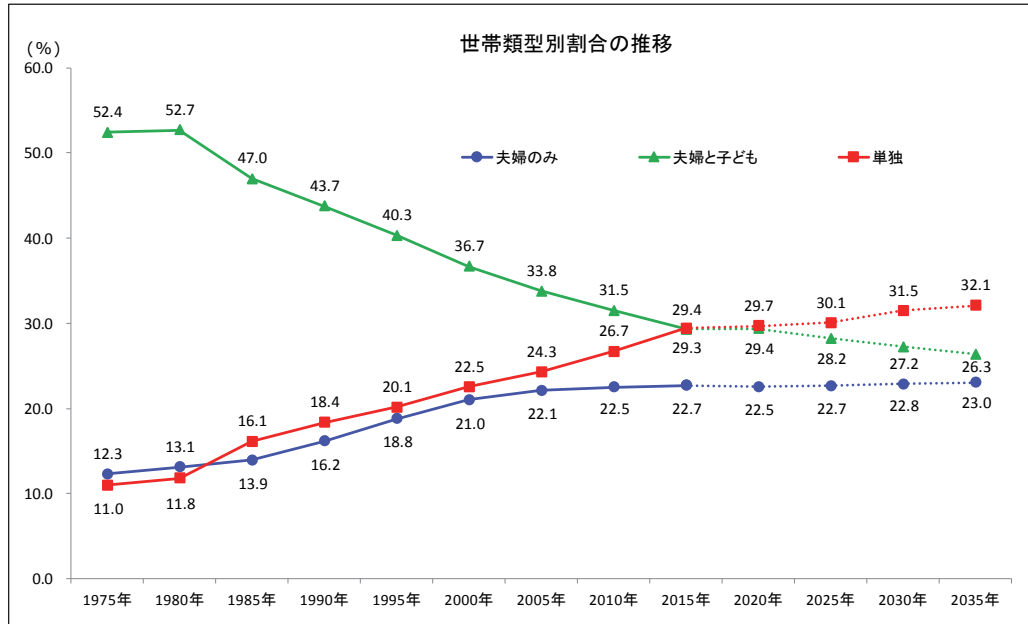
出所)「横須賀市人口ビジョン(平成28年(2016年)3月)」を基に福祉部作成



②世帯

「夫婦と子ども」世帯は減少傾向が続いていますが、「単独」世帯は増加を続け、今後、世帯類型の中で最も割合が高くなると見込まれます。

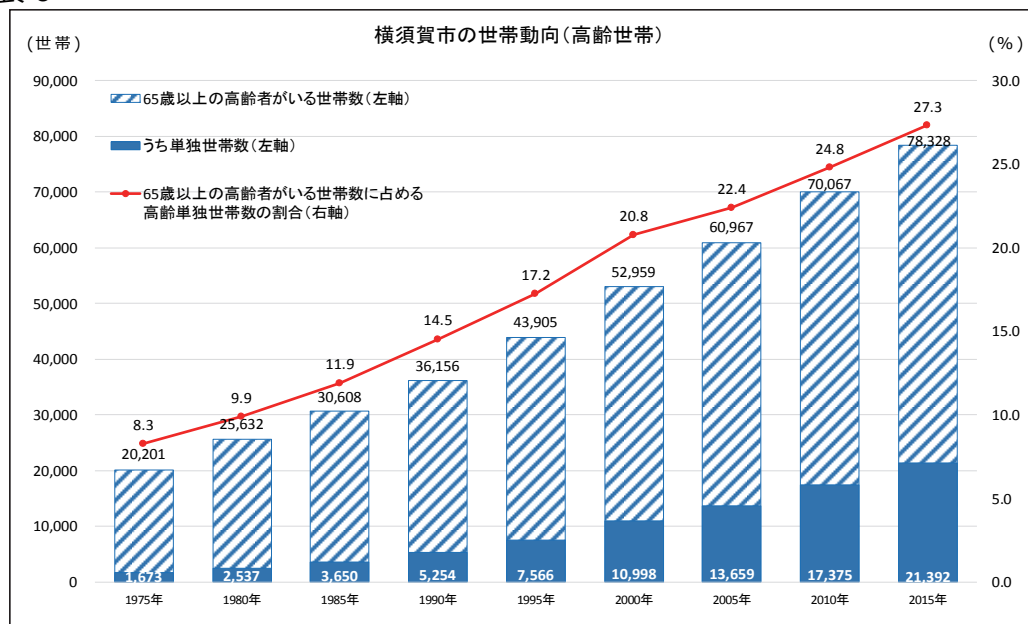
《図表 5》



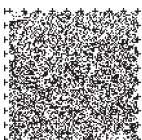
出所)「横須賀市の将来予測と対応すべき政策課題の研究(平成27年(2015年)2月)」を基に福祉部作成

65歳以上の高齢者がいる世帯数は年々増加しており、また、高齢単独世帯数の割合も同様に高くなっています。

《図表 6》



出所)「横須賀市の将来予測と対応すべき政策課題の研究(平成27年(2015年)2月)」を基に福祉部作成

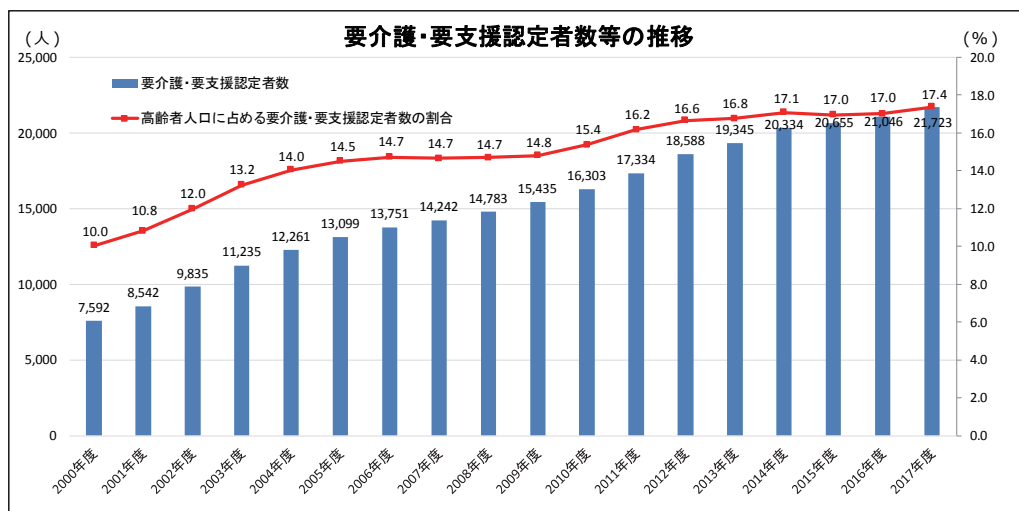


(2) 高齢者の現状

全国的に少子高齢化が進む中、本市の高齢者人口も増加しています。

本市の要介護・要支援認定者数及び高齢者人口に占める要介護・要支援認定者数の割合も増加しており、介護保険の給付費のさらなる増加も見込まれます。

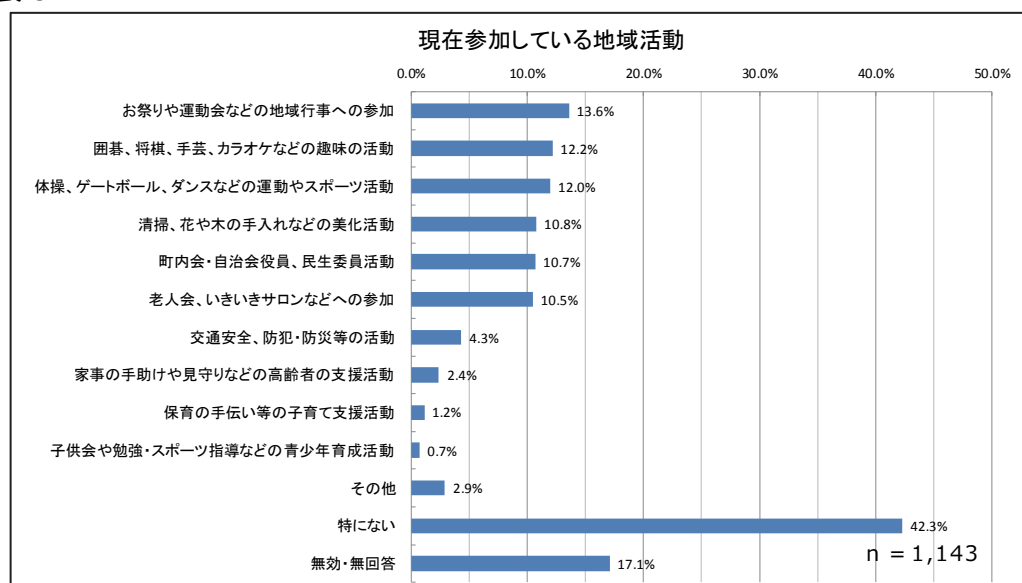
《図表 7》



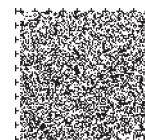
出所) 福祉部資料を基に作成

日常的な運動や社会的な交流を増やすことが健康寿命の延伸につながるという考えなどから地域活動に参加するという高齢者がいる一方で、参加している地域活動は特にないという高齢者も約4割となっています。

《図表 8》



出所) 高齢者保健福祉計画

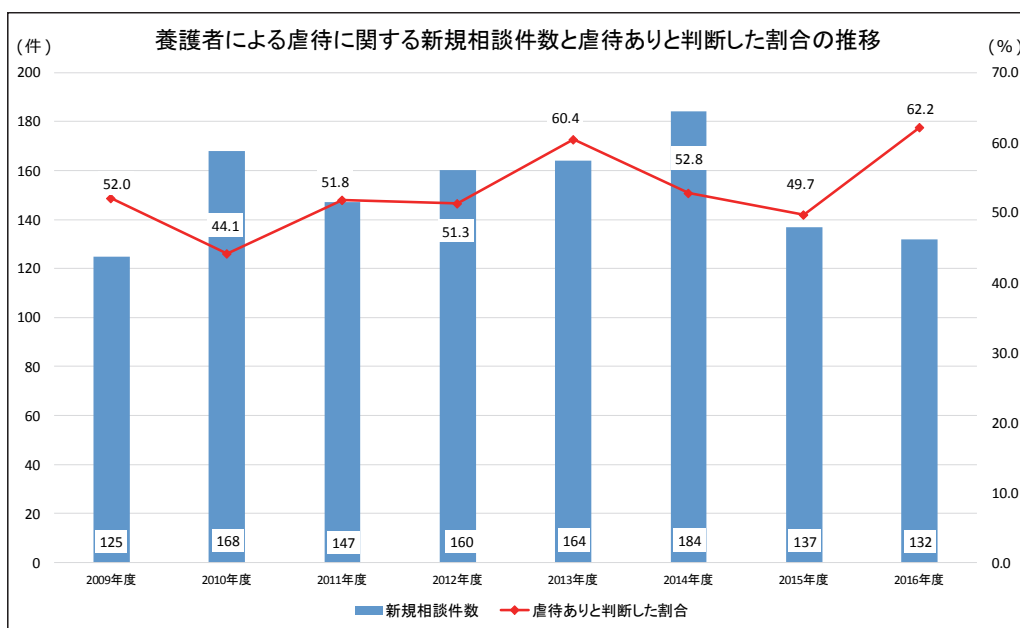


全国的に虐待の相談・通報件数は伸びています。これは、近隣との付き合いが希薄になっており、養護者が問題を抱え込むことで、社会から孤立しやすくなってきたことや、軽微な虐待の早期発見が難しくなってきたことなどが背景に挙げられます。

本市では、新規相談件数は減少傾向にあります。虐待ありと判断した件数はほぼ横ばいとなっており、その割合は高まっています。

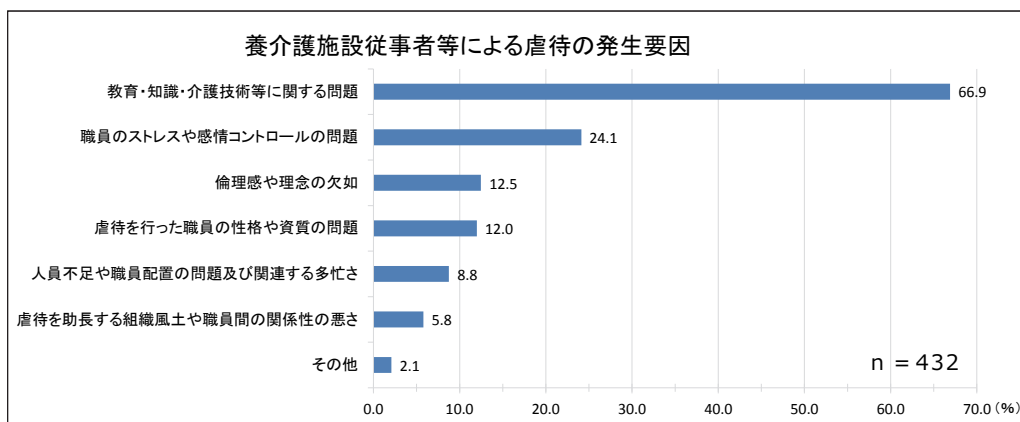
また、養介護施設従事者等による虐待の発生要因は「介護者に対する教育・知識・介護技術等に関する問題」が66.9%、「職員のストレスや感情コントロールに関する問題」が24.1%となっています。

《図表 9》

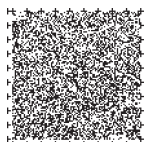


出所) 福祉部資料を基に作成

《図表 10》



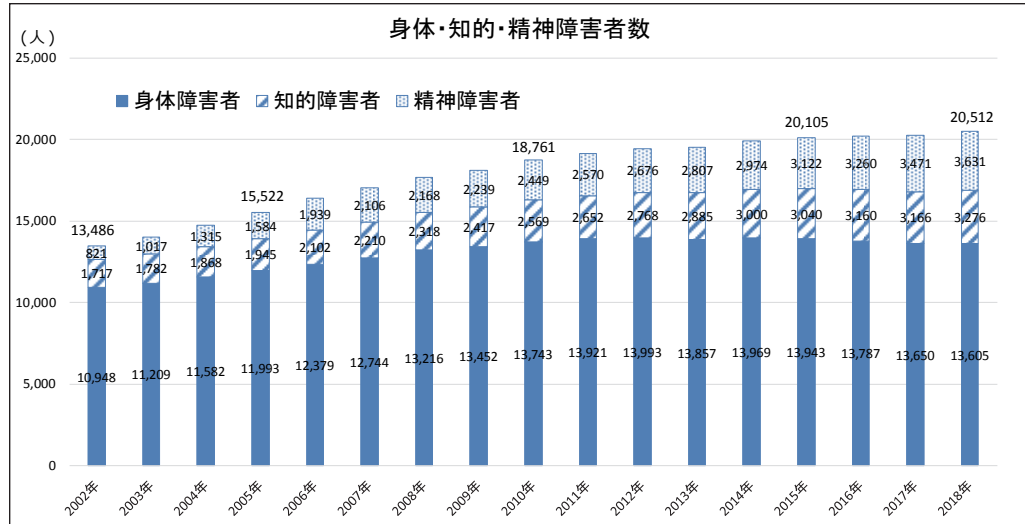
出所) 厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(平成28年度(2016年度))を基に作成



(3) 障害者の現状

全国的に障害者の総数は増加しており、本市も同様となっています。
本市の内訳としては、身体障害者が減少傾向となる中、知的・精神障害者は増加傾向となっています。

《図表 11》

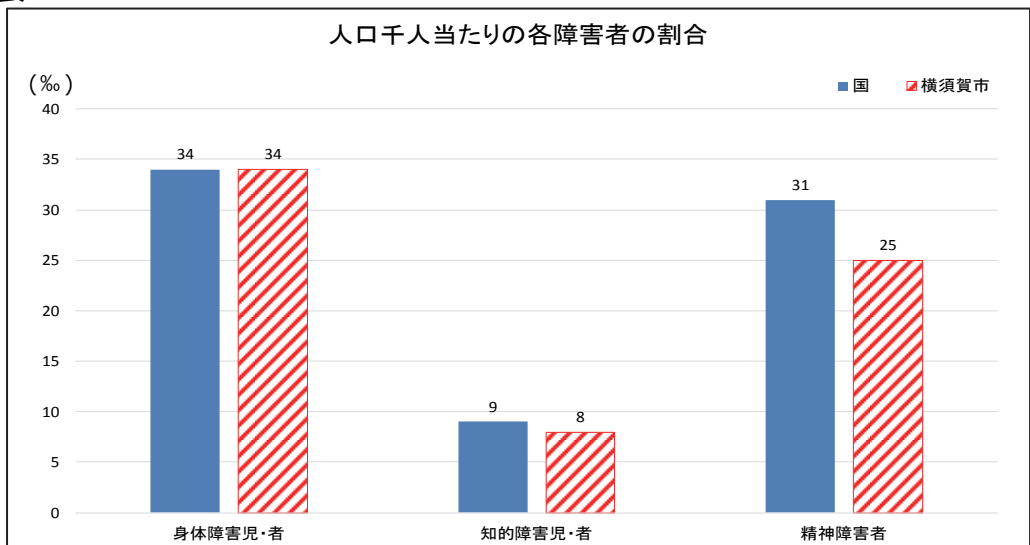


出所) 福祉部資料を基に作成

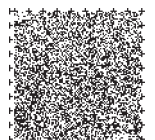
国では、人口千人当たりの各障害者の人数を身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は31人と推計しています。

本市では、身体障害者及び知的障害者は国の推計と同程度となっていますが、精神障害者は人口千人当たり25人となっています。全国の傾向と大きく異なる理由がないため、対象となる全ての人々が精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証等を取得しているわけではないことが要因と見込まれます。

《図表 12》



出所) 厚生労働省「障害者白書」及び福祉部資料を基に作成

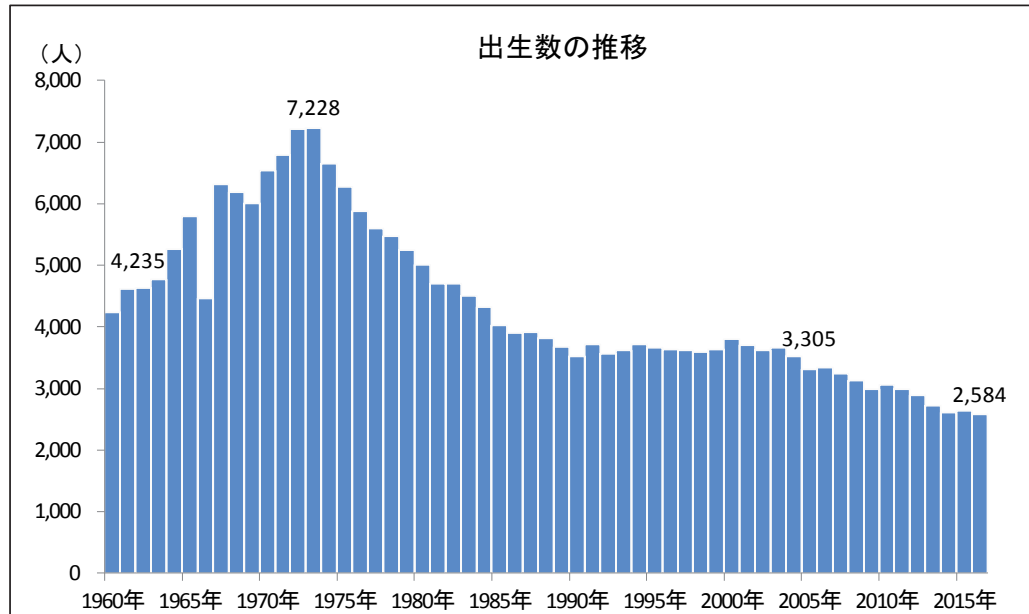


(4) 子ども・子育ての現状

未婚化や晩婚化の進行等により、全国的に少子化が進んでいます。

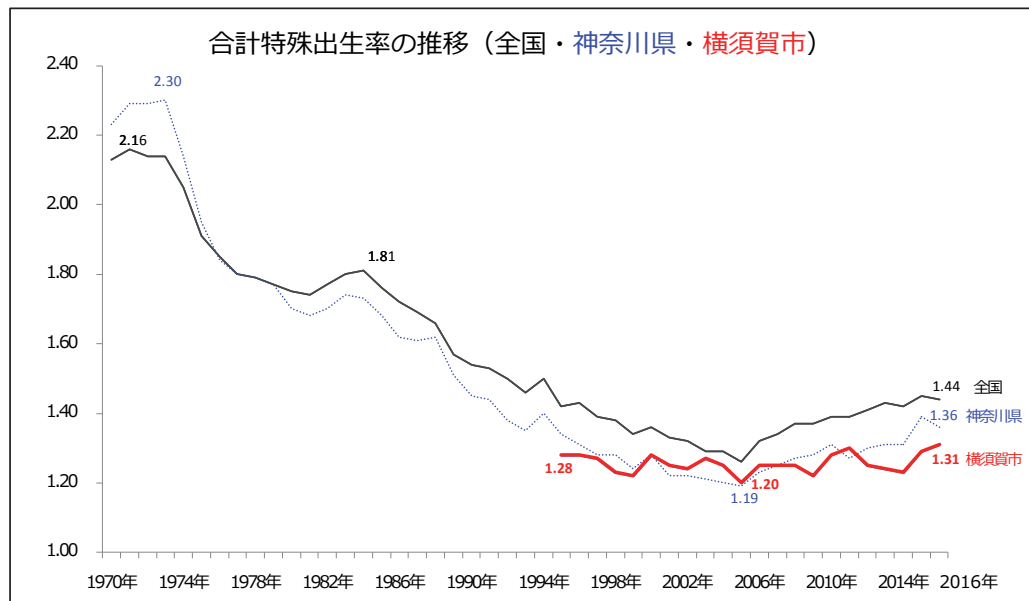
本市も年々、出生数が減少しており、合計特殊出生率は全国や県内の平均よりも低くなっています。

「図表 13」

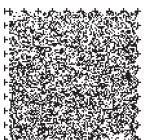


出所)「横須賀市人口ビジョン (平成 28 年 (2016 年) 3 月)」を基に福祉部作成

「図表 14」

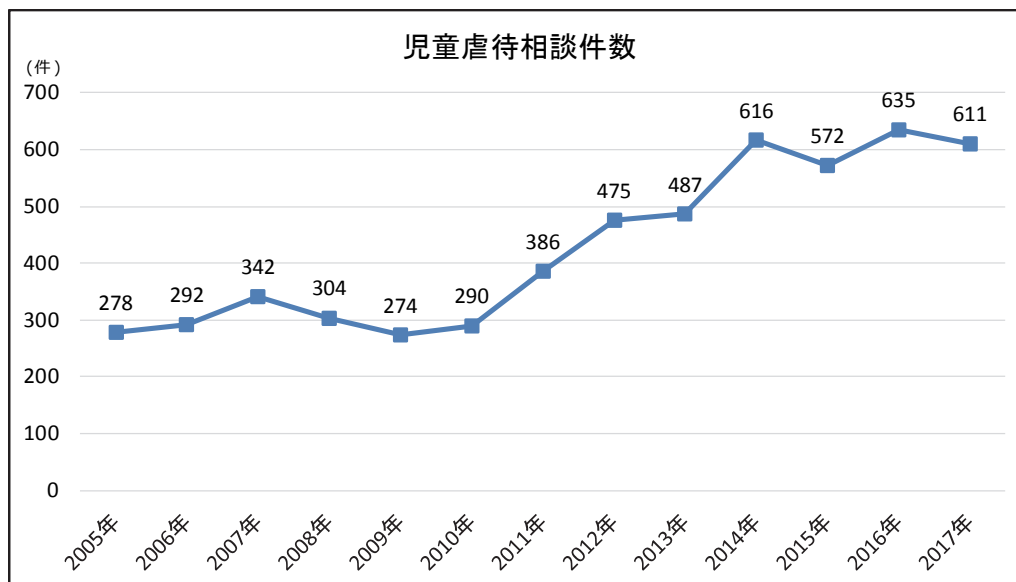


出所)「横須賀市人口ビジョン (平成 28 年 (2016 年) 3 月)」を基に福祉部作成



子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命をも脅かす児童虐待の相談件数は依然として増加傾向にあります。

《図表 15》



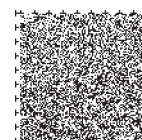
出所) こども育成部資料を基に作成

(5) 生活困窮者の現状

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするため、平成 27 年(2015 年) 4 月から生活困窮者自立支援制度が始まりました。

生活困窮者は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義された上で、相談事業については、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度のはざま」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要とされています。

このような状況のため、国や市において実数の把握がされていませんが、本市においても一定数がおり、今後の経済状況等によっては増加する可能性もあります。



(6) 外国人の現状

本市の外国人の数は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在、5,668 人で、総人口に占める割合は約 1.4%です。過去 10 年間では、平成 22 年（2010 年）から平成 25 年（2013 年）にかけて減少しましたが、その後は、増加し続けています。

国籍別人数では、フィリピン、中国・台湾、韓国・朝鮮、米国が多くを占めています。

平成 2 年（1990 年）の入管法改正による日系人の就労などにより、ペルー、ブラジルが一定の割合を占めていますが、近年は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパールといった国々が急増しています。これは、留学や外国人技能実習制度に加えて、二国間経済連携協定（EPA）により、フィリピン、ベトナム、インドネシアからの看護師・介護士候補者の受け入れが進んでいることなどが要因と考えられます。

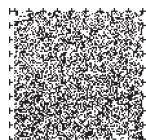
«図表 16»

（各年度末現在 単位 人）

国籍別	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
総数	4,477	4,570	4,777	4,957	5,421
フィリピン	1,158	1,216	1,273	1,345	1,421
朝鮮・韓国	935	929	922	914	890
中国	736	729	731	728	744
米国	414	414	432	439	451
ペルー	317	303	304	297	287
ベトナム	65	86	133	160	276
インドネシア	65	64	82	89	272
ブラジル	202	192	176	179	188
ネパール	62	86	114	163	186
台湾	41	76	103	125	147
その他	482	475	507	518	559

※ 在日米軍人、軍属とその家族は含みません。

出所)「横須賀市統計書 平成 29 年度（2017 年度）版」を基に作成



2 市民意見の聴取

(1) 市民アンケート調査結果

市民の地域生活や地域福祉活動の実態、福祉に対する意識等について把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

① 調査の概要

ア 調査対象

18歳以上の市民 2,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
（平成30年（2018年）4月30日現在）

イ 調査期間

平成30年（2018年）6月4日～平成30年（2018年）6月22日

ウ 調査方法

郵送により配布・回収

エ 回収状況

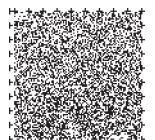
- ・ 配布数 2,500件
- ・ 回収数 1,163件
- ・ 回収率 46.5%

② 調査結果（抜粋）

詳細：横須賀市地域福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書参照

ア 近所付き合いについて

- ・ 約8割の人が町内会・自治会に加入していると回答しています。
- ・ 近所付き合いの程度としては「親しく付き合っている」（16.3%）、「立ち話をする程度」（32.1%）、「挨拶をする程度」（42.8%）となっており、9割を超える人が何らかの近所付き合いをしていると回答しています。
- ・ また、今後の近所付き合いについては、より親しく近所付き合いをしたいと回答した人が多い傾向にあります。
- ・ 近所付き合いについては、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」（20.1%）、「わずらわしいと思うこともあるが、必要である」（55.9%）となっており、肯定的な意見が大半を占めています。



イ 助け合いに対する意識について

- ・ 近隣で困っている家庭がある場合、「安否確認の声かけ」(60.6%)、「災害時の手助け」(55.0%)、「高齢者などの見守り」(30.7%)、「ごみ出し」(30.7%)ができると回答した人が多くなっています。
- ・ 住民の助け合いの範囲としては、「町内会・自治会」(65.0%)と回答した人が最も多く、行政センター、小学校区、地区社会福祉協議会区域は約4%で同程度となっています。
- ・ 行政と地域住民との関係については、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が取り組む」(21.7%)、「福祉の課題については、行政も住民もともに取り組む」(46.3%)、「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」(22.7%)を合わせると約9割が行政との協力を肯定的に回答しています。

ウ 地域活動等への参加状況について

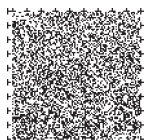
- ・ ボランティア活動等に参加したことがある人は、「現在、参加している」(8.8%)、「参加したことがある」(29.5%)を合わせると約4割、「参加したことはない」が約6割となっています。
- ・ 今後、地域活動に参加したいと考えている人は、「ぜひ参加したいと思う」(3.7%)、「できれば参加したいと思う」(44.3%)を合わせて約48%となっています。
- ・ 今後、参加したい地域活動としては、「町内会・自治会活動」(38.9%)、「高齢者に関する活動」(36.7%)となっています。

エ 相談先について

- ・ 悩みや困り事についての相談先として「親などの身内」(48.8%)、「親しくしている人」(48.2%)、「市役所・行政センター」(24.8%)、「近所の人」(18.4%)と回答した人が多くなっています。
- ・ 相談先から適切な窓口を紹介されたと回答した人と紹介されなかったと回答した人は、ほぼ同数となっています。

オ 福祉への関心について

- ・ 「とても関心がある」(9.5%)、「ある程度関心がある」(58.8%)と回答した人を合わせると、約68%でした。
- ・ 『心のバリアフリー』については、「意識している」(13.4%)、「やや意識している」(33.0%)の合計と「あまり意識していない」(32.0%)、「意識していない」(14.1%)の合計はほぼ同じ割合で約46%でした。



(2) 関係団体意見聴取結果

① ヒアリング実績

(実施期間：平成 30 年 (2018 年) 6 月 6 日～10 月 24 日)

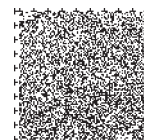
«図表 17»

実施団体種別	実施団体数	参加人数
(1) 地区社会福祉協議会	19 団体	111 人
(2) 地域包括支援センター	11 団体	37 人
(3) 専門職等	11 団体	51 人
(4) その他	9 団体	178 人
合計	50 団体	377 人

② 主な意見

ア 地域における支え合いの取り組み

- ・ 8050 問題やダブルケア等複合的な課題を抱えている家庭が増えています。
- ・ 核家族化が進んでおり、家族に支える力が無くなっています。
- ・ 買ったものを家まで運べない人がおり、地域では家まで届けてあげる取り組みをしています。
- ・ エレベーターが設置されていないマンションでは移動支援の取り組みが始まっています。
- ・ 赤ちゃんから高齢者までを対象とするイベントを行い、地域のつながりをつくる取り組みを進めています。
- ・ 地域活動を行う場所が確保できないため、空き家や小学校を活用したいと考えています。
- ・ 多職種による連携会議や研修会を地域包括支援センター単位で開催できるようにして、顔の見える関係づくりを行いたいと考えています。
- ・ 介護をする人の支援も必要となっています。



イ 多様な担い手の育成・参画

- ・ ボランティアが高齢化していて活動が成り立たなくなってくるので、広域で取り組む必要もあります。
- ・ 若い人が町内会の役員になり、若い世代を取り込んでいく試みをしています。
- ・ 町内会活動が高齢者向けのものになっているため、若い世代が加入しないのではないかと考えます。
- ・ 小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を拡充してほしいです。
- ・ 福祉分野の人材確保が深刻化しているので、偏見や先入観を持たないようPRしていきたいです。
- ・ 障害者を地域で支えていくには小中学生の頃から一緒に学ぶことが大切だと思います。

ウ 包括的な支援体制の整備

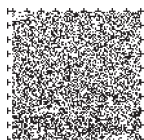
- ・ 地区ごとの活動を重視した結果、町内会によっても差が表れているので、底上げを図る取り組みが必要となっています。
- ・ 市役所に総合相談窓口が必要であると考えますが、一人の職員がそこまでできないとも思うので、分野を超えたネットワークを作り、対応することが解決方法だと思います。
- ・ 市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業がもっと契約につながり活用できるようにしてほしいです。

エ 心のバリアフリー

- ・ 市の広報紙等でも、障害についての偏見や先入観をなくすようPRに協力してほしいです。
- ・ 事業者等への啓発も行ってほしいです。

オ その他

- ・ 地域運営協議会と地域支え合い協議会を整理・統合してほしいです。
- ・ 市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と市の地域福祉計画は同じことを目指すのであるから、一緒に策定した方がよいのではないのでしょうか。
- ・ 計画策定後は各町内会にも説明してほしいです。
- ・ 地域を自分たちで作るということは当たり前のことですが、地域はさまざまな活動で目一杯であるというのも現実です。



3 課題

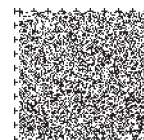
市民アンケート及び関係団体意見聴取を実施し、課題を以下のとおり整理しました。

(1) 地域の支え合い活動について

- ・ 介護予防及び社会参加ができる場づくりの促進のため、地域における支え合い活動に参加する人材の育成や、地域住民による支え合い団体への支援が求められています。
- ・ 身近な地域における専門職同士の「顔の見える関係」づくりが求められています。
- ・ 複合的な課題を抱えていて、キーパーソンとなる人がいない家庭が増えており、地域の見守り活動が必要とされています。
- ・ オートロックのマンションが増え、民生委員の見守り活動に支障を来しています。
- ・ エレベーターが設置されていないマンションでは、移動支援のニーズがあります。
- ・ マンションでは、町内会・自治会に加入しない人が多く、地域のつながりが薄れています。
- ・ 地域福祉の促進には町内会・自治会の協力が欠かせませんが、町内会館がない町内会・自治会もあり、サロン活動等の場所の確保が課題となっています。
- ・ 学生や若者の一人暮らしや外国人の住民が多く、ごみの出し方などが伝わらず、対応に苦慮する事例が増えています。

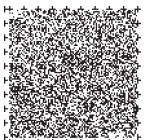
(2) 担い手について

- ・ 認知症の人など判断能力が不十分な高齢者とその家族等が安心して暮らせるように、成年後見制度等の利用支援や市民後見人の養成及び活動の支援が求められています。
- ・ 福祉・介護サービスの基盤である福祉専門職を安定的に確保するため、その育成・支援が求められています。
- ・ ボランティアの高齢化など担い手不足が懸念されています。
- ・ 地域運営協議会や地域支え合い協議会等、地域にはさまざまな組織が設置されていますが、その役割を担う人が偏っている地域があります。



(3) 支援体制について

- ・ 虐待の防止や早期発見、早期対応を図るため、虐待防止の普及・啓発を行うとともに、虐待の発生そのものを予防できるよう被虐待児者や養育者・介護者等への支援や関係機関等との連携が必要となっています。
- ・ 子ども・子育て支援のニーズは家庭の状況によりさまざまであり、多様な子育てニーズに対応できるような相談、支援、環境の充実及び質の高い教育・保育の提供を図ることが求められています。
- ・ 移動支援の事業所が廃業したり、山、坂、階段が多く、施設の送迎車が入っていけない地域があったりして、移動困難者が多くなっています。
- ・ 地域が広く、介護予防教室などを開催しようとしても徒歩圏内に集まれる場所がない地域があります。



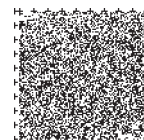
第3章 計画の体系

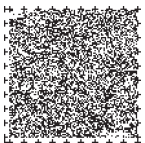


「よかった。ありがとう。」ポスターコンクール

優秀賞 小学生の部

津久井小学校 3年2組 角田 愛湊さん





第3章 計画の体系

地域福祉計画は、各福祉分野に共通する横断的な課題について、「地域福祉」をキーワードに体系を整理した、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画です。

本章では、施策の方向性及び展開を示し、個別の事業については、個別計画等においてそれぞれ推進してまいります。

第3章 計画の体系

1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり

(1) 地域の支え合い機能の強化

- ① 地域における支え合い機能の充実
- ② 地域における見守り体制の強化
- ③ 地域福祉活動のネットワークの形成
- ④ 地域における健康づくり・介護予防活動の推進

(2) 多様な担い手の育成・参画

- ① 地域の担い手の育成・参画
- ② 福祉人材の育成・確保
- ③ 災害時ボランティアセンターの設置

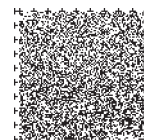
(3) 包括的な支援体制の整備

- ① 相談支援体制の強化
- ② 家族丸ごとの相談支援体制の検討
- ③ 自立に向けた支援
- ④ 権利擁護の推進

2 やさしさあふれる福祉のまちづくり

(1) 心のバリアフリーの推進

- ① 他人に対する思いやりの心の醸成
- ② 多様性を受け止める意識の醸成
- ③ 誰もが情報を共有しやすい情報発信の推進



1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり

(1) 地域の支え合い機能の強化～ 他人事を我が事に変えていく取り組み ～

① 地域における支え合い機能の充実

【施策の方向性】

住民主体による生活支援等を行う支え合い団体設立の支援や活動の周知等を行い、地域における支え合い機能の充実を図ります。

【施策の展開】

◎地域支え合い団体の設立支援

- ・ 地域における地域支え合い団体の設立に当たって先行団体の紹介や運営の支援を行います。

◎地域支え合い団体の活動支援

- ・ 各団体の活動状況を市ホームページ等で紹介し、地域の活動主体としての取り組みの活性化を図ります。
- ・ 他の団体との情報交換会を開催し、支え合い活動の充実を図ります。

② 地域における見守り体制の強化

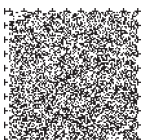
【施策の方向性】

認知症高齢者の課題や障害者や子どもへの虐待、孤独死・孤立死など、地域で起きているさまざまな課題について、早期に発見し対応できるよう、地域の見守り体制を強化します。

【施策の展開】

◎地域の見守り体制の強化

- ・ 民生委員児童委員を中心に、本市社会福祉協議会独自の制度である社会福祉推進委員や、町内会・自治会等との連携を行うことで、地域の見守り体制を強化します。
- ・ 民生委員児童委員等、地域における支援者が困り事の相談を受けた際に、適切な支援機関につなぐことができる仕組みづくりを推進します。
- ・ 自殺対策計画に基づき、自殺防止に向けての取り組みを推進します。



③ 地域福祉活動のネットワークの形成

【施策の方向性】

地域における重層的な人と人とのつながりの中で、困り事に気付いた人が寄り添いながら、地域の関係機関につなげられるよう、地域福祉活動におけるネットワークの形成を促進します。

【施策の展開】

◎地域の多様な主体によるネットワークの形成

- ・ 地域における専門職や団体による連携会議を開催し、顔の見える関係づくりをさらに促進します。

◎地域の多様な主体によるネットワーク活動の支援

- ・ 地域における相談・支援機関、人材等の社会資源に関する情報発信を行い、地域の多様な主体によるネットワーク活動を支援します。

④ 地域における健康づくり・介護予防活動の推進

【施策の方向性】

健康寿命の延伸を目指して、地域における健康づくりや介護予防活動の取り組みを推進します。

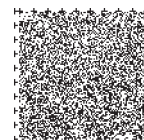
【施策の展開】

◎地域における健康づくりの推進

- ・ 全ての市民が、互いに地域の中でつながり、一人一人が楽しみながら生活習慣の改善等を目指した健康づくりができるよう支援します。
- ・ 市民一人一人の健康増進の取り組みをサポートできるよう、健康に関する情報の発信をはじめ健康教育などを推進します。
- ・ 市民の健康を保持増進するため、データ分析に基づく地域で必要とされる保健事業の展開を推進します。

◎介護予防活動の取り組みの推進

- ・ 高齢者自身の自立の取り組みや住民相互の支え合い、地域の多様な主体によるネットワークの強化により、住み慣れたまちで暮らし続けることができる仕組みの構築を目指します。
- ・ 町内会館等身近な場所での継続的な介護予防活動を支援し、高齢者の自立を促進するとともに、地域の支え合いの基盤づくりを進めます。



(2) 多様な担い手の育成・参画～支え手と受け手の垣根を超える取り組み～

① 地域の担い手の育成・参画

【施策の方向性】

多様な人材が地域福祉活動に参加することにより、支え手と受け手の垣根を超え、日常的な困り事を地域の中で解消できる仕組みづくりを進めます。

また、学校における福祉教育を推進するなど、地域の担い手のすそ野を広げる取り組みを行い多様な人材を育成します。

【施策の展開】

◎地域の支え合い活動に関する担い手の養成

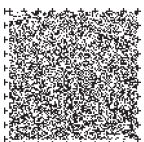
- ・ 支え合い活動に関する講演会や研修会を開催することで、地域の担い手の育成を進めます。

◎ボランティアの養成及び活躍の推進

- ・ 横須賀市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティアの養成や幅広い世代のボランティア活動への参加を促進するとともに、各地区社会福祉協議会が運営する地区ボランティアセンター相互の連絡を図り、地区ボランティアセンターが地区ごとのニーズに応じたボランティア活動を推進できるよう支援します。
- ・ 地区ボランティアセンターにおけるコーディネート機能を強化し、地域におけるボランティア活動の推進を図ります。

◎学校教育における福祉教育の充実

- ・ 学校教育においては総合的な学習の時間等の中で福祉教育を推進します。
- ・ 福祉施設等と連携を図りながら、福祉体験の場を身近にし、子どもの頃から福祉意識を育てる環境づくりを進めます。



② 福祉人材の育成・確保

【施策の方向性】

高齢・障害・子ども等福祉の各分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成、確保する取り組みを推進します。

【施策の展開】

◎福祉人材の育成

- ・ 福祉専門職に対する研修を充実し、質の向上を図ります。
- ・ 福祉の仕事の魅力を発信し、福祉専門職に対する理解を深め、イメージ向上を図ることで、福祉専門職の育成・確保に努めます。

◎福祉人材の確保

- ・ 福祉事業者の人材確保に向けた取り組みを支援します。
- ・ 経済連携協定（EPA）等で来日し介護の仕事に従事する外国人と受入事業所への支援を行います。

◎雇用環境の改善に向けた取り組みの推進

- ・ 福祉専門職の雇用環境の改善を行い、働きやすい環境づくりを進めます。

③ 災害時ボランティアセンターの設置

【施策の方向性】

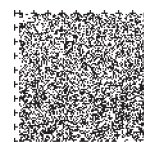
本市において、大規模な災害が発生したときは、市からの要請に基づき、市社会福祉協議会において災害時ボランティアセンターを開設します。

また、このような状況に備え、災害時ボランティアセンターの設置・運営に参画するコーディネーターの養成など、設置・運営に必要な取り組みを推進します。

【施策の展開】

◎災害時ボランティアセンターの受け入れ体制の整備

- ・ 各地域における防災訓練等の取り組みを通し、関係機関との連携を強化し、災害時ボランティアセンターの開設からボランティアの受け入れまでを円滑に行う体制づくりを進めます。



(3) 包括的な支援体制の整備

① 相談支援体制の強化

【施策の方向性】

複合的な課題を抱える人や家族のほか、制度のはざまにある人、問題を抱えながら自ら相談に行くことができない人などに対応するため、高齢者や障害者、子ども・子育て等に関わる既存の相談支援体制の充実や、各相談窓口の連携強化を図ります。

【施策の展開】

◎高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの構築

- ・ 関係者、関係機関の一体的な連携や情報共有をさらに推進し、必要とする高齢者に継続的・安定的に適切なサービスを提供できるよう、地域の実情に応じて支援方法等を検討します。

◎精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置を進めます。

◎地域生活支援拠点等の整備

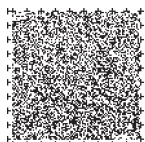
- ・ 障害児者の地域での暮らしの支援を進めるため、相談、緊急時の受け入れ態勢の確保、専門人材の育成・確保、地域の体制づくりなどを行う地域生活支援拠点等の整備を進めます。

◎障害児支援の提供体制の整備

- ・ 地域支援体制の構築や保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援等を行い、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、障害児支援の提供体制の整備を進めます。

◎子ども・子育ての支援体制の整備

- ・ 子育てに対する不安・負担の軽減や、特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援を充実させるため、子どもの育ちを社会全体で見守ることができるネットワークの整備を進めます。



② 家族丸ごとの相談支援体制の検討

【施策の方向性】

複合的な課題を抱える人や家族の増加により、福祉分野だけでなく、医療や教育、権利擁護など分野を超えた包括的な支援が求められているため、家族の困り事を丸ごと受け止めることができる相談支援体制について検討を行います。

【施策の展開】

◎家族丸ごとの相談支援体制の構築

- ・ 制度のはざまや複合的な課題に対し、地域の多様な主体によるネットワークにおいても解決を図ることができない困難事例などを受け止めるための、家族丸ごとの相談支援体制の構築について検討を進めます。
- ・ 併せて、解決につながった事例を各地域で共有するための仕組みについても検討を行います。

③ 自立に向けた支援

【施策の方向性】

一般就労が困難な在宅障害者の就労を推進するため、個人の能力に応じた就労の場の確保や職場定着に必要な援助等を行います。

生活に困窮している人に対し、一人一人の状況に合わせて相談に応じるとともに、就労支援や子どもへの学習支援等を通して、自立に向けた支援を行います。

また、犯罪をした人等が社会に戻った後、再度罪を犯さないよう指導・支援する取り組みを進め、安心して住むことができる地域社会を維持します。

【施策の展開】

◎障害者に対する就労支援

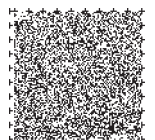
- ・ よこすか就労援助センターと連携して職場定着支援等に取り組み、一般就労が困難な在宅障害者の就労を促進します。

◎子どもに対する学習支援

- ・ 生活困窮世帯の子どもを対象に、全日制高等学校へ進学するための学習支援を行い、貧困の連鎖の防止を図ります。
- ・ 日本語が不自由なために学校生活に支障を来している外国につながる児童・生徒を対象に、個別指導を行うなど、日本語能力の向上と学校生活への早期適応を図ります。

◎犯罪をした人等に対する社会復帰支援

- ・ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等に対し、再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨に則り、国・県や、更生保護団体その他の関係団体と連携し、地域での生活を可能にするための必要な支援を検討します。



④ 権利擁護の推進

【施策の方向性】

全ての人が地域で安心して暮らせるよう、虐待防止や成年後見制度の取り組みを通して、権利擁護を推進します。

【施策の展開】

◎人権教育・啓発の推進

- ・ 「横須賀市人権施策推進指針」に基づき、市職員や教職員に対する人権の研修を進めるとともに、地域福祉に関わる全ての人の人権意識が高まるよう働き掛けを行います。

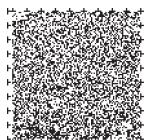
◎虐待防止の取り組み

- ・ 虐待の早期発見、被虐待児者への支援を行い、必要に応じて初期対応を行います。
- ・ 養育者や養護者からの相談を受けるとともに、養育・介護に対する正しい知識・理解の普及・啓発に努めます。
併せて、施設従事者等を対象とした研修会を実施し、施設内虐待の防止と資質の向上を図ります。

◎成年後見制度の利用促進

- ・ 日常的な生活の見守りや支援を受けながら、安心して地域での生活を送ることができるよう成年後見制度の普及・啓発を進めます。
- ・ 成年後見制度の普及・啓発や市民後見人の養成・支援を行うことで、さらなる成年後見制度の利用を促進します。
- ・ 地域における見守り活動の中で、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援に結びつけるために、「地域連携ネットワーク」を構築します。
- ・ 本人を中心とする「チーム」を支援するため、専門職団体・関係機関が連携・協力する「協議会」を設置します。協議会の運営及び地域における連携・対応強化の推進役として「中核機関」を設置します。
- ・ 地域包括支援センターや障害者相談サポートセンターといった相談支援機関に対する支援等を行い、家族等の負担軽減を図ります。

この項目は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年（2016 年）法律第 29 号）」第 23 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」として位置付けるものです。



2 やさしさあふれる福祉のまちづくり

(1) 心のバリアフリーの推進

① 他人に対する思いやりの心の醸成

【施策の方向性】

学校や地域での福祉教育などを通して心のバリアフリーの普及・啓発を図ることで、思いやりの心の醸成を図ります。

【施策の展開】

◎福祉教育の推進

- ・ 学校や地域での福祉教育を通して、高齢者、障害者等の生き方を我が事として捉え、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する思いやりの心の醸成を図ります。

② 多様性を受け止める意識の醸成

【施策の方向性】

地域福祉の促進には、地域社会において多様性を認め合う地域住民相互の連帯や心のつながりが不可欠であることから、そのための意識の醸成を図ります。

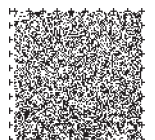
【施策の展開】

◎外国人に対する支援

- ・ 日常生活を送る上で直面するさまざまな困り事に関する相談に多言語で対応し、支援や情報提供を行います。
- ・ 外国人が日常生活に必要な基本的な日本語を学ぶ講座や、災害への備えなどを学ぶ防災啓発を行います。
- ・ 市内で生活する外国人の意見を聞く機会をつくり、ニーズの把握に努めます。
- ・ 外国人と日本人が同じ地域の一員として相互理解を深め、日常的な交流につなげられるよう、文化・スポーツ等さまざまな交流を行います。

◎LGBTsなど性的マイノリティに対する支援

- ・ 当事者やその家族、支援者からの相談を受けられる体制づくりに努めます。
また、身近な相談者となる教員、市職員等が正しい知識を習得できるよう研修会を開催します。
- ・ 性的マイノリティの正しい知識の周知・啓発を図るため、広報に努めるとともに、講座等を開催します。



③ 誰もが情報を共有しやすい情報発信の推進

【施策の方向性】

情報発信の在り方を検討し、高齢者や障害者を含め誰もが、その人に合った手段・方法で情報を共有できる仕組みづくりを推進します。

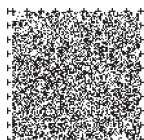
【施策の展開】

◎手話通訳者・要約筆記者等の養成

- ・ 手話通訳者、要約筆記者、音訳者、点訳者の養成を行い、誰もが情報を共有できる体制づくりを行います。

◎やさしい日本語、分かりやすい表現の使用

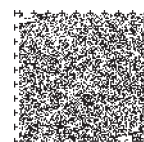
- ・ 外国人にも分かりやすい、やさしい日本語、分かりやすい表現の使用に努めます。

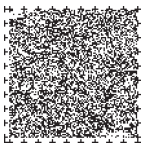


第4章 計画の推進体制



「よかった。ありがとう。」ポスターコンクール
優秀賞 中学生の部
久里浜中学校 3年2組 伊藤 春和さん





第4章 計画の推進体制

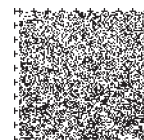
1 評価指標の設定

本計画は、施策の方向性及び展開を記載し、個別事業については各個別計画で規定することとしていること、また、地域福祉を促進する施策の多くは、数値目標がなじまないことから、数値目標は設定しないこととしました。

一方で、目標が設定されていないと施策の効果が図れないことから、計画の策定や見直し時に実施する市民アンケートの回答の変化をもって定性的な評価を行うこととします。

《図表 18》

NO.	項 目	基準値（現状） 平成 30 年度 （2018 年度）
1	今後も「今住んでいるところに住み続けたい」、「市内のどこかに住み続けたい」と回答した人の割合	83.6%
2	問題解決に適切な窓口を「紹介された」と回答した人の割合	23.7%
3	近所付き合いに対する考え方のうち、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」、「わずらわしいと思うこともあるが、必要である」と回答した人の割合	76.0%
4	今後地域活動に「ぜひ参加したいと思う」、「できれば参加したいと思う」と回答した人の割合	48.0%
5	福祉に「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した人の割合	68.3%
6	心のバリアフリーを「意識している」、「やや意識している」と回答した人の割合	46.4%
7	高齢者が暮らしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	34.1%
8	障害のある人が暮らしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	23.2%
9	子育てしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	40.2%
10	困ったときに助け合えるまちであるという問いに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	31.7%



2 推進体制

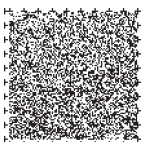
本計画を着実に推進していくためには、住民一人一人が地域福祉活動の担い手として福祉に対する意識や関心を高めることが重要です。

そのためには、互いに連携や協力し合える社会的な環境をつくり、それぞれが活動に参加・参画していくことが求められます。

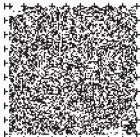
第3章で取り上げた地域の多様な主体によるネットワークは、日常生活における困り事の解決の取り組みとする一方で、地域の関係者が日常的に顔の見える関係を構築することで、こうした気運の醸成を期待するものでもあります。

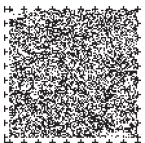
市は本計画が目指す「誰も一人にさせないまち横須賀」の実現に向けて、本来実施すべき施策はもちろん、部局の枠を越えて連携し、横串を通す取り組みを行うと共に、計画の着実な推進を図るため、関係機関や団体との協働、支援を行います。

また、計画の進捗状況について社会福祉審議会福祉専門分科会において、進行管理・評価を行い、結果を公表することとします。



資料編





1 計画の策定体制

横須賀市地域福祉計画の策定については、平成30年（2018年）6月14日開催の横須賀市社会福祉審議会において、諮問を行い、社会福祉審議会条例に基づき設置する福祉専門分科会で以下のとおり審議した上で、平成31年（2019年）2月14日開催の横須賀市社会福祉審議会で答申を受けました。

（1）横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 審議経過

第1回

開催日時 平成30年（2018年）6月14日（木）
開催場所 市役所302会議室
主な議事 ① 専門分科会長の選出、職務代理者の指名
② 市民・関係団体等の意見聴取について

第2回

開催日時 平成30年（2018年）8月20日（月）
開催場所 市役所302会議室
主な議事 ① 市民・関係団体等の意見聴取について

第3回

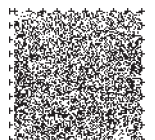
開催日時 平成30年（2018年）10月22日（月）
開催場所 消防局庁舎第2会議室
主な議事 ① 市民・関係団体等の意見聴取結果について
② 横須賀市地域福祉計画に関する柱立てについて

第4回

開催日時 平成30年（2018年）11月5日（月）
開催場所 市役所302会議室
主な議事 ① 横須賀市地域福祉計画（計画素案）について

第5回

開催日時 平成30年（2018年）11月22日（木）
開催場所 市役所302会議室
主な議事 ① 横須賀市地域福祉計画（計画素案）について



第6回

開催日時 平成31年(2019年)2月7日(木)
 開催場所 職員厚生会館第1・2研修室
 主な議事 ① パブリック・コメント手続結果報告(案)について
 ② 横須賀市地域福祉計画最終案提示

第7回

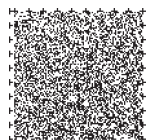
開催日時 平成31年(2019年)2月14日(木)
 開催場所 職員厚生会館第3研修室
 主な議事 ① パブリック・コメント結果報告
 ② 答申案提示

(2) 横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 委員名簿

五十音順、敬称略

No.	区分	委員名	役職等
1	学 識	安部 春男	横須賀市連合町内会副会長 (上町連合町内会 会長)
2	学 識	石田 恭子	横須賀市障害者施策検討連絡会
3	学 識	石塚 千津子	公募市民
4	学 識	磯崎 順子	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター 副理事長
5	学 識	◎ 臼井 正樹	公立大学法人 神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 教授
6	学 識	小菅 哲也	横須賀市立小学校校長会 (横須賀市立田戸小学校 校長)
7	学 識	○ 白井 幸江	横須賀市民生委員児童委員協議会 副会長 (長井地区民生委員児童委員協議会 会長)
8	学 識	橋本 健司	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部 監査
9	学 識	平野 友康	公募市民
10	学 識	松尾 健一	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 総務課長兼あんしんセンター所長
11	学 識	渡部 俊賢	横須賀市保育会副会長

◎は分科会長を、○は職務代理者を示します。



(3) 社会福祉審議会条例

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 審議会委員及び法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(平17条例4・旧第3条繰上、平25条例74・平30条例5・一部改正)

(委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(平17条例4・旧第4条繰上)

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平17条例4・旧第5条繰上)

(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

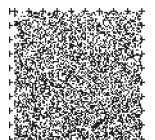
(1) 福祉専門分科会 次号及び第3号並びに法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。

(2) 障害福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。

(3) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関すること。

2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(平17条例4・旧第6条繰上・一部改正、平30条例5・一部改正)



(専門分科会の委員等)

第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。

5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(平17条例4・旧第7条繰上・一部改正)

(審査部会)

第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(1) 身体障害者の障害程度

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し

(3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し

2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(平17条例4・旧第8条繰上・一部改正、平25条例74・一部改正)

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平17条例4・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

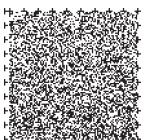
附 則(平成25年12月17日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第5号)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の社会福祉審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成30年9月30日までの間に新たに委嘱された委員の任期は、平成31年3月31日までとする。



2 パブリック・コメント手続の結果概要

横須賀市社会福祉審議会で作成した計画素案に対し、横須賀市パブリック・コメント手続条例に基づき、次のとおりパブリック・コメント手続を実施しました。

(1) 意見募集期間

平成 31 年（2019 年）1 月 10 日（木）から 1 月 31 日（木）まで

(2) 意見提出者の数及び意見の件数

意見提出者 17 人

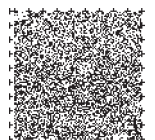
意見の件数 44 件（重複意見含む）

① 提出状況

提出方法	人数
直接提出	1 人
郵送	0 人
ファクス	2 人
E-mail	5 人
その他	9 人
合計	17 人

② 章別の件数

項目	件数
第 1 章 計画の概要	11 件
第 2 章 現状と課題	7 件
第 3 章 計画の体系	16 件
第 4 章 計画の推進体制	2 件
その他、意見や要望	8 件
合計	44 件



用語集

あ 行

L G B T s (エルジービーティーズ) (P. 29)

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(体の性別と心の性別が異なる人)の頭文字をとったL G B Tに含まれない性の在り方も総称した名称。「L G B T Q」などと表現されることもある。

音訳 (P. 30)

視覚障害者に情報を伝えるために、文字や図表などを音声化すること。

か 行

外国人技能実習制度 (P. 14)

外国人の技能実習生が、日本において企業等と雇用関係を結び、出身国では修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るもの。

介護予防・日常生活支援総合事業 (P. 1)

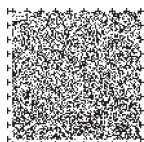
介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体によるサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業。

基本計画 (P. 4)

市の最上位計画である総合計画(基本構想・基本計画・実施計画で構成)の一部で、基本的な政策・施策を体系的に示す計画。(現行の計画期間は平成23年度(2011年度)～平成33年度(2021年度))

基本構想 (P. 4)

まちづくりの基本的方向を定める構想。現行の「横須賀市基本構想」は平成37年(2025年)を目標として、まちづくりに関する基本戦略、基本条件、政策の目標および推進姿勢を定めている。(平成9年(1997年)3月25日議決)



合計特殊出生率 (P. 12)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

更生保護 (P. 27)

犯罪をした人や非行のある少年が善良な市民として社会復帰し、自立できるように適切な処遇を行い、再び犯罪や非行をすることを防ぎ、立ち直ることを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

心のバリアフリー (P. 2)

高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

さ 行

災害時ボランティアセンター (P. 25)

災害時において、一般ボランティアの活動が最大限に生かされるよう、ボランティアの募集・登録及び活動支援を行う機関。「災害時における災害時ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、横須賀市社会福祉協議会が設置する。

自立支援医療受給者証 (P. 11)

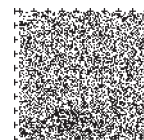
精神の疾患で継続的・定期的な通院が必要な方が、決められた条件の下に通院した場合に、医療機関での自己負担が原則1割になる自立支援医療制度を利用する際に医療機関で提示する証明書。

スクールコミュニティ (P. 3)

小学校を新たなコミュニティの「場」として、「子どもたち」をキーワードに地域のコミュニティ力を高めるための取り組み。新たなつながりにより、地域活動に参加しやすいきっかけづくりや、人材を掘り起こす機会を生み出すこと及び地域全体が「学校の応援団」となり、子どもたちの成長を見守る体制づくりを目指している。

生活困窮者自立支援制度 (P. 13)

働きたくても働けない、住むところがないなど経済的な困窮が原因で生活保護に至る可能性がある人を対象に、生活全般にわたる困りごとの相談を受ける制度。



精神障害者保健福祉手帳（P. 11）

精神障害の状態にあり、その障害のために日常生活や社会生活の制限を受けている方に交付される手帳。

性的マイノリティ（P. 29）

性的マイノリティとは、性の在り方において、少数派とされる人々のこと。例えば、恋愛対象として同性を好きになったり（レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者）、男性も女性も恋愛対象となったり（バイセクシュアル＝両性愛者）、生まれ持った性別に違和感があったり（トランスジェンダー＝体の性別と性自認が異なる人）、性自認が「男」や「女」などとはっきり固定されていなかったり（クエスチョニング）する人もいます。それぞれの英語の頭文字を並べて「LGBT」「LGBTQ」「LGBTs」などと表現されることもある。

ただし、性別や恋愛はもっと多様であることが知られています。

成年後見制度（P. 28）

認知症などにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守り生活を支援する制度。

「成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）」を家庭裁判所が選任し、本人の意思決定を支援・尊重し財産管理や介護サービスの契約などを行う法定後見制度と、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらおうか」をあらかじめ「契約」により決めておく任意後見制度の2つの制度がある。

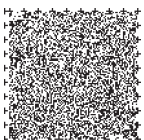
ソーシャル・インクルージョン（P. 2）

誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心のつながりを築き、全ての人々が疎外されることなく社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方。

た 行

第5次地域福祉活動計画（P. 5）

地域社会を構成する様々な分野の組織、団体、個人が地域社会の一員として、自分の地域について考え、それぞれが主体的に協力し合いながら住みよい地域づくりをしていくための行動計画として横須賀市社会福祉協議会が策定した計画。計画期間は平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）まで。



ダブルケア（P. 1）

介護と育児が同時期に発生する状態のこと。出産年齢の高齢化や家族関係の希薄化など、家族構造の変化により増加が見込まれている。

地域共生社会（P. 1）

高齢者、障害者、子ども・子育てなど全ての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域社会のこと。

地域支え合い協議会（P. 3）

町内会・自治会、商店街、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会や介護事業所など多様な団体での情報共有及び連携、協働を図りつつ、高齢者の生活支援体制の整備を推進する協議会。

地域包括ケアシステム（P. 26）

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供されるシステムのこと。国が平成 37 年（2025 年）までの実現を目指している。

地域の実情に応じて形作られるため、本市では、それぞれの地域の特性を生かしながら行政・地域・関係機関が連携して築いていくこととしている。

地域包括支援センター（P. 17）

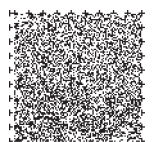
高齢者を対象とした地域における身近な相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら総合的な支援を行っている機関。

地区社会福祉協議会（P. 17）

人にやさしい住みやすいまちづくりをめざして横須賀市社会福祉協議会とともに活動していくための機関。本市には 18 の地区社会福祉協議会が設置されている。

中核機関（P. 28）

成年後見制度における地域連携ネットワークにおいて、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」とを整備し適切に運営していくための機関。進捗管理・コーディネートを行う機能、協議会を運営する機能、進行管理を行う機能の 3 つの機能を備える。



点訳 (P. 30)

視覚障害者に情報を伝えるために、文字で書かれた文章を点字に翻訳すること。

な 行

二国間経済連携協定 (E P A) (P. 14)

2以上の国(または地域)の間で、自由貿易協定(F T A : Free Trade Agreement)の要素(物品及びサービス貿易の自由化)に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定をいう。

英語表記「Economic Partnership Agreement」の略で「E P A」と呼ばれる。

は 行

8 0 5 0 (はちまるごーまる) 問題 (P. 17)

「80」代の高齢の親が「50」代の中高年の子どもの生活を支えている社会問題のこと。子が親世代の年金収入に依存していることによる経済的困窮や、ひきこもりの長期化による社会的孤立等の課題がある。

や 行

養介護施設 (P. 10)

老人福祉法及び介護保険法で規定された施設・事業所。

養護者 (P. 10)

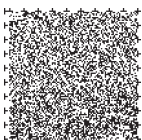
高齢者の介護・世話をしている家族、親族、同居人、近隣の人等。

要約筆記 (P. 30)

聴覚障害者に情報を伝えるために、話されている内容を要約し、O H Cやパソコンなどで文字にすること。

横須賀市社会福祉協議会 (P. 5)

社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的として設置される民間の団体。住民主体の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉を目指して事業の企画・実施、連絡・調整などを行う。



横須賀市社会福祉協議会よこすかボランティアセンター（P. 24）

ボランティア団体同士の連携やボランティアに関する相談、情報提供を行うための横須賀市社会福祉協議会における組織。福祉教育や研修、ボランティアグループへの活動支援などを行っている。

横須賀市人権施策推進指針（P. 28）

「横須賀市人権都市宣言」（平成 19 年（2007 年））に定められた人権尊重の理念に基づき、人権施策をより確実に進めていくためのガイドラインとして平成 21 年（2009 年）1 月に策定した。（平成 31 年（2019 年）3 月改定）

横須賀市地域で支える条例（P. 4）

地域住民相互の協力と助け合いの精神に基づき、自主的で活発な地域活動を促進すると同時に、行政の地域社会への関わり方の基本を明確にすることにより、将来にわたり、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らせる社会を実現するために制定された条例。平成 26 年（2014 年）4 月 1 日施行。

横須賀市民憲章（P. 4）

都市の理念やまちづくりの方向性を明らかにし、私たちが都市生活を営む上での道しるべとして、平成 13 年（2001 年）12 月 18 日に議決された。

よこすか就労援助センター（P. 27）

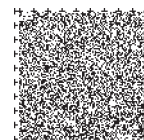
障害のある方の就労を推進するため、対象者の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着に必要な援助を行ったり、職業生活における安定・自立を図ったりするため、対象者が抱える課題に応じて、就業面と生活面の一体的な支援を行う機関。

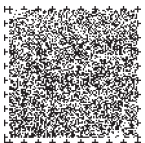
わ 行

「我が事・丸ごと」（P. 1）

地域共生社会の実現に向けたキャッチフレーズ。「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」で示された。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す。



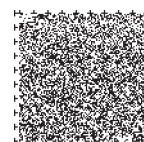


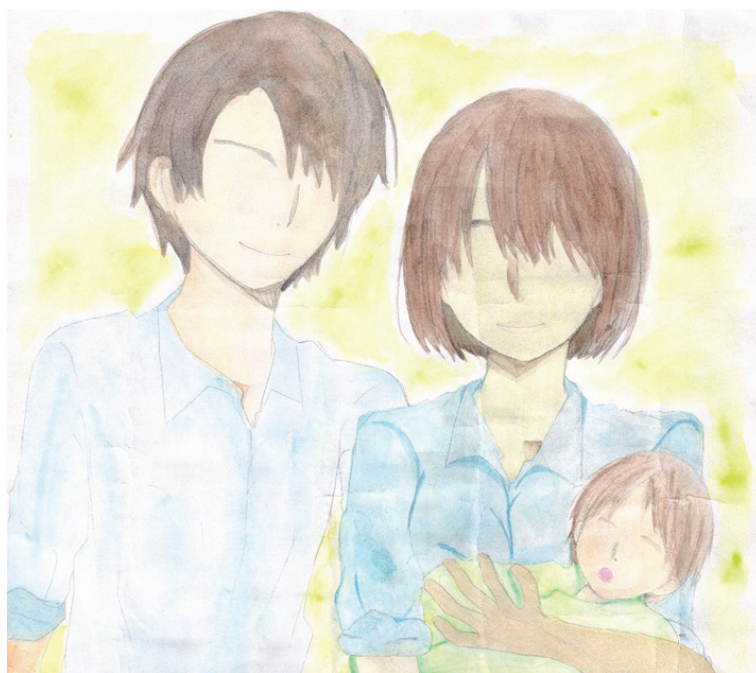
「よかった。ありがとう。」運動について

本市では、人と人とのふれあいの最後に交わす言葉が感謝の気持ちを表すものであれば、そのふれあい全体が心地よいものになることから「よかった。ありがとう。」運動を行っています。

平成 30 年度は、小中学生を対象にポスターコンクールを行いました。

募集テーマは「毎日の暮らしの中で、家族・友だち・近所の人と触れ合い、思いやりや助け合いを感じたこと」です。





横須賀市地域福祉計画

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地
横須賀市福祉部福祉総務課
電話 046-822-8267 ファクス 046-822-2411
E-mail hwg-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

リサイクル適性 A

本冊子は、グリーン購入法に基づく平成 30 年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[A ランク]のみを用いて作製しています。

この冊子は 600 部作製し、1 冊当たりの印刷経費は 575 円です。

